

試験における受験心得

学生諸君は、本学で実施されるすべての試験において、以下の事項を厳守して受験しなければならない。

- 試験当日、試験室への入退は、教員が指示した時間帯のみとする。
- 許可された物品以外は、試験室への持込を一切禁止する。
 - ①試験中は、学生証(ケース等には入れず、学生証単体のみ認める)、HB の黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム及びその他別途指示のあったもののみ机の上に置くこと。上記以外の物品(筆箱、時計、携帯電話・デジタルカメラ等の電子機器、缶・ペットボトル・ガム等の飲食物、教科書、参考書、ノート類、鞆、帽子等)の試験室への持込は認めないので、あらかじめ学生ロッカー等に収納のうえ試験室へ入室すること。
 - ②学生証を忘れた者は、試験前に仮受験票(当日限り有効)の交付を受けること。学生証のない者は受験を許可しない。
 - ③体調等により下記の物品の持込を試験監督者への事前の申出により許可する。ただし、不正行為と見受けられるような使用を禁止する。
 - ハンカチ、ティッシュペーパー(箱・袋より中身のみ取り出した状態)、目薬、座布団
 - ④マスク着用が義務付けられている施設の試験室では、試験中は常に正しくマスクを着用し、本人確認のため、試験監督者から一時的にマスクを外すよう指示があった場合は指示に従うこと。なお、マスク着用義務の有無に関わらず、試験室へのマスク持込の事前申出は不要とする。
- 試験室においては、試験監督者の指示に従うこと。試験は、指定された試験室および座席で受験すること。試験開始 5 分前までに、受験できる状態で着席しておくこと。
- 遅刻者は、受験を認めない。ただし、試験監督者の判断により遅刻の事由がやむを得ないと認めた場合は受験を認めるが、試験時間は延長しない。
- 試験開始後、試験終了時刻まで退室を認めない。気分が悪くなった場合等には、試験監督者に学生番号および氏名とともに申出ること。
- 学生番号・氏名等の不備、または解答以外の不必要な記載がある場合は、採点から除外する。
- 解答用紙・問題用紙等試験室からの持ち出しは認めない。
- 試験室内では、不必要な私語や他の学生に迷惑となる行動等を慎むこと。試験監督者からの注意等に従わない場合は、試験監督者の判断により退室させる。
- 不正行為(準備及び他人の不正行為への援助を含む)は、絶対にしてはならない。
 - ①不正行為があった場合は、「学則・医学部の教務に関する規程」により処分を科する。なお、不正行為による処分の対象となる試験時間とは、試験問題等の配布を開始してから、試験終了後の解答用紙、問題用紙等の回収時間を含め、監督者から解散の指示があるまでの時間とする。

②試験開始前に、試験監督者の指示に従い、座席の机の中やその周辺および机上进行を確認し、不正行為の準備にあたるものを発見した場合、自ら申出ること。本人から申出がなく試験監督者が発見した場合、不正行為と見なし処分を科する。

③次の行為も、不正行為に含まれる。

- ・持込が認められていない物品の所持(ポケットに入れていた場合等)
- ・後部座席の者から解答用紙が見えるような位置に解答用紙を置くような行為
- ・問題用紙、解答用紙以外への問題、解答の転記

④試験監督者から受験態度が不良である旨の報告があった場合にも不正行為と見なし処分を科する。

⑤その他、試験監督者から不正行為と疑われる行為が見受けられた場合は警告を与える。

2 回目の警告をもって、それ以降の試験の座席を最前列等の位置に移動する場合がある。

● 原則として、次の試験は行わない。

- ・追試験に不合格になった場合の再試験
- ・再試験を受験しなかった場合の追試験

再試験・追試験についての補足注意

両試験とも、試験を受けようとする科目の出席時間数が授業実施時間数の 3 分の 2 に満たない学生については、受験資格はない。授業実施時間数は天災などの理由で当初の予定より減少する場合があるので注意すること。

以下は原則としてすべての科目試験、総合進級試験、全国共用試験、Post-CC OSCE に適応される。以下に当てはまらない場合は教務委員会で決定する。

再試験

再試験は、試験(定期試験、本試験等)において成績不良・不合格(「出席不足以外の受験資格なし」を含む)の学生に対して再度評価を行うことが、教育的効果が高いと判断される場合に、大学(科目責任者、教務委員会など)の判断で行うものである。従って再試験が行われない科目・試験もある。また提出物や授業態度の不良、試験(定期試験、本試験等)の低評価によって再試験の資格が認められない場合もある。再試験受験にかかる所定の手続き(再試験料の納付および再試験願の提出)は厳守すること。期限内に所定の手続きをしない場合は受験できない。

再試験に合格した場合は、最終成績は原則として 65 点もしくは合格者の最低点となる。再試験においても点数のみの評価ではなく提出物、授業態度などを含めた総合評価が通常である。

再試験の後にはいかなる試験も実施しない。再試験の追試験は実施しない。

追試験

追試験とは、試験(定期試験、本試験)を欠席した場合に、学校保健安全法等、法令による出席停止や体調不良などやむを得ない事情によると大学(科目責任者、教務委員会等)が認めた場合に実施する試験である。該当すると思われる場合は、直ちに(可能であれば当日中)西宮教学課に連絡し、速やかに追試験願を提出すること。

再試験が実施される場合においては、原則として再試験を追試験として扱う。合格基準は再試

試験該当者と原則として同一である。合格した場合は、65 点以上の評価も可能であるが、その点数については大学が決定する。設定されている再試験実施前に追試験を行う場合は、受験可能となった時点で速やかに大学の指定した日時で実施する。当日実施もあり得る。その場合の再試験該当評価は、原則として点数に 0.9 を乗じて評価を行う。この場合は原則として再試験の受験は可能である。

再試験が設定されていない科目や試験において追試験を行う場合は、受験可能となった時点で速やかに大学の指定した日時で実施する。当日実施もあり得る。その場合、原則として点数に 0.9 を乗じて合否評価を行う。追試験の再試験は行わない。

卒業試験

原則として保留者判定試験の後にはいかなる試験も実施しない。その他の取り扱いについては教務委員会ならびに教授会で決定する。

まとめ

学内の試験は原則として絶対評価であるため、成績評価を受ける機会として通常 1 回は保証されている。ただし再試験や追試験など 2 回以上は保証されたものではない。また、再試験で合格すればよいと考えていると、再試験で体調不良などになれば取り返しのつかないことになる。再試験を意識せず、定期試験・本試験で合格するように十分な学修と体調管理を心がけること。稀ではあるが、本試験、追試験(あるいは再試験)ともに体調不良などで受験できない場合もあり得る。その場合は再試験後には一切の試験は実施されないので、評価を受ける機会を失って不合格となる。試験前だけでなく計画的な学習を行うこと。

これらの心がけは医師国家試験においても良い効果をもたらす。相対基準である医師国家試験は入学試験同様、追試験も再試験も設定されていない。